

市民参加の手續の実施予定・実施状況

名称	「低炭素建築物新築等計画」の認定申請の手数料条例一部改正		
概要	「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素建築物新築等計画」認定の申請に対する審査の事務手数料について手数料条例を一部改正し、手数料を徴収する。		
検討を始めた年度	24年度	検討を終了した年度	24年度

市民参加の対象(条例第5条第1項)

<input type="checkbox"/>	(1)基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更
<input checked="" type="checkbox"/>	(2)行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
<input type="checkbox"/>	(3)公共施設の設置に係る計画の策定又は変更
<input type="checkbox"/>	(4)市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃
<input type="checkbox"/>	(5)条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更

第5条第2項の規定により市民参加手續を実施しない場合

実施しない理由	<input type="checkbox"/> 軽易なもの
	<input type="checkbox"/> 緊急に行わなければならないもの
	<input type="checkbox"/> 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
詳しい理由	
<input type="checkbox"/>	第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合

市民参加の方法(条例第6条第1項)

実施方法	会議名・方法名	この方法を実施する目的	参加が期待される市民等	実施予定時期	
審議会等					
複数実施	パブリックコメント手續	低炭素建築物新築等計画」申請に伴う手数料条例改正(案)に係るパブリックコメント	手数料条例改正案に対する市民等の意見聴取	市の政策に意見のある市民等	11月
	意見交換会	低炭素建築物新築等計画」申請に伴う手数料条例改正(案)に係る意見交換会	手数料条例改正案に対する市民等の意見聴取	市の政策に意見のある市民等	12月
	公聴会				
	政策提案制度				
	その他				
	上記の市民参加手續の実施方法、実施時期とした理由	平成24年9月5日に「都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)」が策定された。、その法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定申請に伴う手数料であることから、市の案に対して市民等から意見を求めるため、パブリックコメント手続き及び意見交換会を選択した。			

市民参加手続の実施結果

審議会等	審議会等の名称			委員の人数	
	開催実施期間			委員構成内訳	
	開催日				
	回数			会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開
	公募枠	人		周知方法	
	応募者数	人	結果		
	委員の選出方法			費用内訳	
パブリックコメント	募集期間	H24.11.21～H24.12.20		意見の取り扱い	
	日数	30日間		意見を反映し、案を修正した	なし
	周知方法	広報掲載、ホームページ掲載		案を修正しなかった	なし
				その他(感想その案件以外以外への意見等)	なし
提出結果	0 件	0 人	結果の公表時期		
意見交換会	開催日時	H24.12.15		周知方法	広報掲載、ホームページ掲載
	回数	1回			
	場所	流山市文化会館		費用内訳	0円
	参加人数	0 人			
公聴会	開催日時			周知方法	
	場所				
	公述人	希望者 決定	人 人	費用内訳	
	傍聴人数	人			
政策提案制度	募集期間			提案できるものの範囲	
	日数			提案結果	件 人
	周知方法			結果の公表時期	
				審査結果内容	審査結果の詳細(内部リンク)
その他					

流山市市民参加推進委員会の意見

実施方法と実施時期などについて	
-----------------	--